

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年12月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人に係る資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和24年2月から同年4月までを7,500円、同年5月から26年11月までを8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月ころから26年12月1日まで
伯父の紹介で採用されたA社B支店C営業所に昭和23年1月ころから26年11月末日まで勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年2月1日、資格喪失日は26年12月1日）が確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は上記の事業所における厚生年金保険の被保険者記録があることから、申立人は、同事業所に勤務していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は申立人の記録であり、A社B支店の事業主は、申立人が被保険者資格を昭和24年2月1日に取得し、26年12月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和24年2月から同年4月までを7,500円、同年5月から26年11月までを8,000円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和23年1月ころから24年2月1日までについて

では、A社B支店C営業所に申立人よりも先に勤務していたとしている伯父は、同期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無く、既に死亡している上、申立人の同僚（当時）からは、申立人が上記期間において同事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

B社（現在は、C社）D出張所から、同社の関連事業所として分離設立されたA社E出張所に昭和49年4月1日付けで転籍した。同出張所では同日から正社員として勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社の回答及び申立人の同僚（当時）の証言から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にB社D出張所からA社E出張所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社E出張所に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和49年7月の標準報酬月額）から、9万2,000円とすることが必要である。

なお、A社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社が適用事業所となった昭和49年7月1日現在の被保険者数は41人であることが確認できる上、同社は、B社から同年2月に分離して設立されたものであり、業務が開始された同年4月1日から失業（雇用）保険の適用事業所であったことを踏まえると、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、A社は同期間について、適用事業所となっていないことから、社会保険事務所は厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和33年3月1日に、喪失日に係る記録を同年5月1日とし、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年3月1日から同年5月1日まで

昭和31年4月1日にB社に就職し、33年3月1日に子会社であるA社C工場の開設準備のために同社本社に転籍し、同年5月にC工場に赴任した。それにもかかわらず、同社本社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社の辞令、A社の総務担当者（当時）の証言及び申立人の同僚（複数）の証言から、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和33年3月1日にB社からA社本社に異動、同年5月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和33年5月の標準報酬月額）から、9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていないと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る昭和 33 年 3 月及び同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人に係る平成19年11月から20年4月までの標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月1日から20年5月1日まで

A社が経営する介護保険施設において厚生年金保険に加入していたが、所持している給与明細書の総支給額及び保険料控除額に見合う申立期間の標準報酬月額は18万円となるはずなのに、社会保険庁（当時）の記録では17万円となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出し、また、申立期間の厚生年金保険料も過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、昭和31年5月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月31日から同年6月1日まで

昭和31年4月1日にA社に就職したと同時に、本社に籍を置いたまま同社D工場で勤務し、同年6月1日付けで同工場に配置転換となった。形式上の所属は変わったが実際の異動は無く、入社から54年5月23日まで研究職として同社で勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する人事記録及び申立人の同僚（複数）の証言から、申立人がA社に継続して勤務（昭和31年6月1日に本社からD工場に配置転換）していることが確認できるほか、B社の回答から申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和31年5月の標準報酬月額については、A社C工場に係るオンライン記録（昭和31年4月の標準報酬月額）から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が被保険者資格の喪

失日を昭和 31 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記載するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額が 6 万 8,000 円となっているが、当時は給与が毎年上昇しており、前年の標準報酬月額が 8 万円であることから考えて、8 万 6,000 円と記録すべきところを誤って 6 万 8,000 円と記録したと考えられるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立期間中の昭和 48 年 10 月から 49 年 7 月までは 6 万 8,000 円、同年 8 月から 50 年 7 月までは 9 万 2,000 円、同年 8 月から 51 年 9 月までは 11 万円とされているが、申立人が勤務していた A 社（現在は、B 社）が保管する従業員原簿から、当該期間の申立人の基本給は、48 年 4 月から 49 年 3 月までは 6 万 3,680 円、同年 4 月から 50 年 3 月までは 8 万 6,300 円、同年 4 月から 51 年 3 月までは 10 万 190 円であることが確認でき、この期間の標準報酬月額は基本給に 5,000 円ないし 1 万円程度の諸手当が加算された額となっており、その金額に不自然さは見受けられない。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額（6 万 8,000 円）が前年（昭和 47 年 10 月から 48 年 9 月までの 8 万円）に比べ低くなっていることが不自然であると主張するが、上記の従業員原簿から、前年の標準報酬月額の算定基礎となる昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの申立人の基本給は 5 万 1,270 円であることが確認でき、前年の標準報酬月額は前後の期間に比べ著しく高い額（約 2 万 9,000 円）の諸手当が基本給に加算された額となっており、このことが申立期間の標準報酬月額が前年に比べ低くなった要因と考えられる。

さらに、B 社は、「申立人は昭和 47 年 6 月に営業課に配属された後、48 年 4 月に技術課へ異動しており、これに伴い諸手当が減り、申立期間の給与月額が低くなったと考えられる。」と回答している。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標

準報酬月額等の記載内容に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額が訂正された形跡はみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 3 月 24 日から 25 年 5 月 11 日まで
② 昭和 25 年 5 月 11 日から同年 7 月 29 日まで
③ 昭和 25 年 7 月 15 日から 31 年 11 月 22 日まで

申立期間当時は、脱退手当金のことはもちろん、厚生年金保険制度自体も知らず、申立期間に係る脱退手当金を自分で請求した記憶も、受給した記憶もないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後 2 ページに記載されている、同事業所において被保険者資格を喪失し、同事業所における被保険者期間が 2 年以上である者（女性）10 人（申立人を除く。受給要件が改定された昭和 29 年 5 月 1 日以降に喪失した者に限る。）のうち、3 人には脱退手当金の支給記録が確認でき、3 人とも資格の喪失日からおおむね 2 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。上記 3 人のうち、連絡が取れた一人は、「申立期間③に係る事業所を退職した後、脱退手当金を受給した。同事業所が手続をしてくれたと思う。」と証言している上、当時は通算年金制度が創設される前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金を支給した旨の記載が確認できるとともに、申立てに係る脱退手当金は、被保険者資格の喪失日から約 2 か月後に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 10 日から 51 年 2 月 17 日まで
家業である A 事業所に昭和 46 年 4 月から勤務し、平成 9 年 5 月 1 日に廃業するまで継続して勤務してきたので、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）の証言から、申立人が申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の事業主（当時）は死亡している上、同事業所は平成 9 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関係資料が保管されていないことなどから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

また、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人もその記憶はないと述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 21 日から 36 年 5 月 20 日まで
昭和 34 年 5 月ころから 36 年 10 月までA社において勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 36 年 2 月 16 日から同年 10 月 6 日まで申立てに係る事業所において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、昭和 35 年 9 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部（昭和 34 年 5 月 21 日から 35 年 8 月 31 日まで）について、適用事業所ではなかったことが確認できる上、同事業所の元事業主の子は、「事業所を設立した昭和 35 年 8 月 10 日以前は事業所自体が無く、厚生年金保険に加入することは考えられない。」と証言している。

また、申立人よりも先に申立てに係る事業所に就職しており、申立人を同事業所に紹介したとする元同僚は、昭和 35 年 12 月 15 日に同事業所における雇用保険の被保険者資格を取得し、36 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、34 年 5 月ころに同事業所に勤務したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立期間のうち、申立てに係る事業所が初めて適用事業所となった昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 5 月 20 日までについて、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番はみられない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。